

## 預貯金等照会サービス提供の仕様書

預貯金等照会サービス提供の仕様については、次のとおりとする。

### 1 用語の定義

この仕様書で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

#### (1) 預貯金等照会サービス

行政機関が金融機関等に依頼している「預貯金等照会（口座照会、取引明細取得等）」の受付・回答をする電子サービス（LGWAN-ASP サービス）をいう。

#### (2) 口座照会

指定した金融機関等の口座の有無及び残高を照会することをいう。

#### (3) 取引明細取得

直近2月から3月の取引状況を取得することをいう。

### 2 預貯金等照会が可能な金融機関

照会可能な金融機関に百十四銀行、香川銀行及びゆうちょ銀行が含まれること。

### 3 預貯金等照会サービスの利用時間帯

平日の8:30～17:15の間にサービスが利用できること。

### 4 照会方法等

- (1) 金融機関等を指定し、預貯金等調査対象者の CSV ファイルにより照会ができること。
- (2) 属性（個人、法人）、カナ氏名、生年月日により照会ができること。
- (3) 原則、照会日の翌々営業日中までに回答できること。
- (4) 照会結果を LGWAN 端末で確認でき、CSV 形式または EXCEL 形式でダウンロードができるこ。
- (5) 照会結果（口座情報、取引明細等）の検索、閲覧ができること。
- (6) 口座照会、または取引明細等取得の照会を実行した当日かつサービス利用時間内であれば、照会の依頼を取り消せること。
- (7) 利用実績及び利用料金を画面上で確認できること。
- (8) 任意の期間を指定し、操作履歴を確認できること。
- (9) 操作方法等の問い合わせに迅速に対応すること。